



# 長野県報

5月10日(月)  
平成16年  
(2004年)  
第1556号

## 目 次

### 告 示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	1
東御市、北佐久郡及び小県郡の人口（情報政策課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）	2
種蓄証明書の有効期限の延長（畜産課）	2

### 公 告

一般競争入札（税務課）	2
随意契約の相手方の決定（税務課）	3
一般競争入札（廃棄物対策課廃棄物監視指導室）	3
貸金業者の登録の取消し（産業振興課）	4
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業振興課）	4
平成16年度職業訓練指導員試験（産業活性化・雇用創出推進局）	4
土地改良区の定款変更認可（土地改良課）	5
土地改良事業の工事の完了（4件）（土地改良課）	5
一般競争入札（管財課）	6
土地改良事業の施行の同意（土地改良課）	7
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（2件）（土地改良課）	7
一般競争入札（3件）（住宅課）	7
一般競争入札（障害福祉課）	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（水道課）	10
一般競争入札（議事課）	10
一般競争入札（高校教育課）	11
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（2件）（生活保安課）	11

### 告 示

#### 長野県告示第331号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）

第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年5月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

坂北村

2 事業の種類

坂北村役場庁舎駐車場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

東筑摩郡坂北村字長田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

坂北村役場庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、坂北村役場庁舎（以下「役場庁舎」という。）と一体となって機能を発揮する駐車場の整備を行うものであり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である坂北村は、事業遂行について必要な財源措置を講じる予定であり、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

役場庁舎は、坂北村の中央よりやや東側に位置しており、現在、1日当たり平均して85人が来庁している。坂北村においては、村土地面積が県内他市町村に比較して小さいものの、移動手段として自家用車の利用が一般的であることから、役場庁舎から至近距離に住む住民を除き、役場庁舎への交通手段は専ら自家用車が利用されている。役場庁舎には、現在、

32台分の駐車場が整備してあるが、そのうち来庁者用は15台分に過ぎず、常に満車状態となっており、駐車場に駐車できない者は、駐車場の枠外や駐車場に隣接する村道役場前線、村道福祉センター線に路上駐車をするため、車同士の接触事故が発生したり、交通に支障を来たしている状況にある。

本事業により、新たに26台分の駐車場を整備することによって、住民の利便性がより向上するほか、交通の安全が確保されることとなる。

#### イ 本事業の施行による影響

起業地周辺は、役場庁舎や坂北村公民館などの公共施設が多く存在し、周辺の土地利用及び生活環境への影響は少ないと考えられる。

#### ウ 比較衡量

アで述べた本事業の施行により得られる利益とイで述べた本事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

##### ア 本事業を早期に施行する必要性

役場庁舎には、32台分の駐車場が整備してあるが、そのうち来庁者用は15台分に過ぎず、常に満車状態となっており、駐車場に駐車できない者は、駐車場の枠外や駐車場に隣接する村道役場前線、村道福祉センター線に路上駐車をするため、車同士の接触事故が発生したり、交通に支障を来たしている状況にあることから、本事業は、早急に施行する必要性があるものと認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

坂北村では、来庁者数を調査した上で駐車場の区画数を決定したことから、本事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

#### ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

坂北村役場

企画課

#### 長野県告示第332号

北佐久郡北御牧村及び小県郡東部町を廃し、その区域をもって東御市を設置したことに伴い、次のとおり東御市、北佐久郡及び小県郡の人口を告示します。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

東御市 30,944人

北佐久郡 55,381人

小県郡 53,944人

情報政策課

#### 長野県告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

#### 1 施行者の名称

岡谷市

#### 2 都市計画事業の種類及び名称

岡谷都市計画下水道事業 岡谷市公共下水道

#### 3 事業施行期間

昭和50年1月9日から  
平成24年3月31日まで

#### 4 事業地

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

変更なし

水環境課生活排水対策室

#### 長野県告示第334号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項本文の規定による平成16年度定期種畜検査において、現在交付している種畜証明書の有効期間を超えるものについては、同法第6条第2項の規定により、当該有効期間を当該検査の日まで延長した旨通報がありました。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

畜産課



#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年5月10日

長野県知事 田中康夫

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする役務

個人事業税納税通知書等封入封かん業務

##### (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 履行期間

平成16年6月1日から平成16年11月30日まで